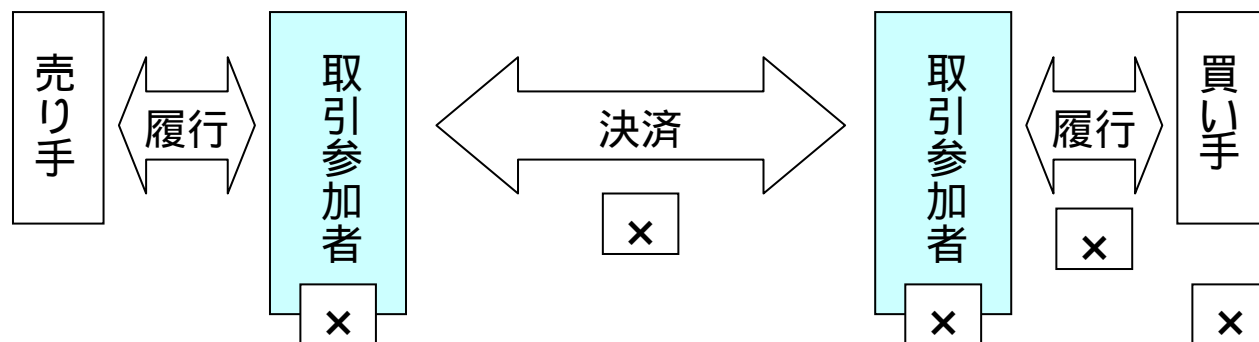


參考資料

クリアリングハウスの機能・効果

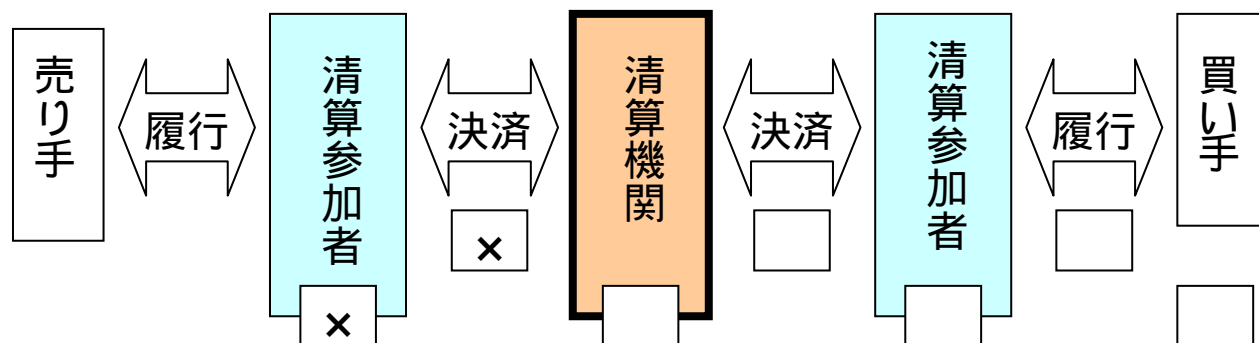
クリアリングハウスが介在しない場合

清算機関がない場合、ある取引参加者の破綻(違約)が相手方取引参加者の連鎖破綻(連鎖的な違約)につながるおそれがある。



クリアリングハウスが介在する場合

清算機関がある場合、清算機関が売り手・買い手それぞれの相手方になることで市場参加者の破綻(違約)リスクを遮断し、確実に決済を行う。



海外主要取引所におけるクリアリングの概要

参考2 - 1

	組織形態	主な清算対象取引所名等	清算参加者の財務要件	クリアリングメンバー等の数	クリアリングサイクル	損失補てんの順序	違約対策財源
CME Clearing	インハウス型	CME CBOT ONE CHICAGO 等	調整純資産額250万 ドル以上 清算対象取引所の 会員資格と所定の株 式(又はシート権)を 取得	2006年5月1 日現在 83社(うち CBOT限定の クリアリングメ ンバー28社)	T + 0 2回実施	委託勘定の違約の場合 1 自己口座清算により発 生した剰余額 2 自己及び委託の証拠金 3 違約者のセキュリティデ ポジット 4 違約者が担保として預 託している取引所株式又 はシート権 5 CMEの剰余金 6 違約者以外のセキュリ ティーデポジット 7 全てのクリアリングメン バーにおけるアセスメント パワー その他委託者に対しての 損失補てん財源として CMEトラストがある。	サープラス ファンド 約1.4億ドル セキュリティデ ポジット 約10億ドル
NYMEX Clear Port	インハウス型	NYMEX DME(ドバイマー カンタイルエク スチェンジ)の取引 の一部	資本金500万ドル以上 調整純資産額200万 ドル以上 NYMEX株式18万株 以上の保有	40社	T + 1 2回実施		ギャランティ ファンド 約2億ドル
ICE clear U.S.	インハウス型	ICE Futures U.S.	最低純資産額500万 ドル以上	34社	T + 1 2回実施		ギャランティ ファンド 約1,765千 ドル
LCH.Clear net (ここでは、旧LCHの 部門に相当する部分 について明記)	アウトハウス型	LIFFE LME ICE Futures Europe LSE等	最低必要純資産額 500万ポンド以上 その他清算対象商 品をカテゴリーAから Kに分類し、複数商 品の清算のためには、 必要額を合算	116社	T + 1	(CME以外の機関もほぼ 同様の補填順序であるた め、他の機関についてはこ の欄を省略)	デフォルト ファンド 約8.6億€

なお、ICE Futures Europeは、インハウス型クリアリングハウス(ICE Clear Europe)を2008年第3四半期に設立予定であり、現在、英FSAに申請中。

海外清算機関の概要

	米国 Chicago Mercantile Exchange	米国 New York Mercantile Exchange	英国 LCH. Clearnet Group Limited	中国の商品取引所 (大連取、鄭州取、上海取)	インドマルチ商品取引所 Multi Commodity Exchange												
設立年月日	Chicago Butter and Egg Exchangeとして1898年設立(1919年に名称変更)	1882年にNYバター・チーズ取引所として設立	2003年12月 (London Clearing House Ltd ... 1888) (Clearnet SA ... 1969)	大連取1993年、鄭州取1990年、上海取は不明	2003年11月10日に取引所設立												
組織の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ インハウス型クリアリングハウス ・ 株式会社シカゴマーカンタイル取引所の清算部門 ・ 理事会の下のクリアリングハウス委員会により管理 ・ CMEのクリアリングハウス委員会は、クリアリングマネージャーの監督下、証拠金小委員会、信用状小委員会、財務小委員会、業務小委員会の各種小委員会を設置しCMEクリアリングに対して監視機能を持つ ・ CMEは指定取引市場として、CMEクリアリングはデリバティブ(先物)に係る清算機関としてCFTCに登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・ インハウス型クリアリングハウスで、株式会社ニューヨークマーカンタイル取引所(以下NYMEX)の清算部門。 ・ 取引参加者の中から32名の役員から構成されているNYMEX取締役会の下、クリアリングハウス委員会による運営で、NYMEXの会長が委員長となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アウトハウス型クリアリングハウス ・ LCH Clearnet Groupが、傘下にLCH Clearnet Ltd (旧 London Clearing House Ltd)とLCH Clearnet SA (旧 Clearnet SA)を収めるホールディングズ形式を採用。 ・ 事務所所在地はロンドン、パリ、ブリュッセル、リスボン、アムステルダム(5ヶ所)。 ・ 役員構成 主要株主 16名 社外取締役 3名 上記より理事長を選出 なお、LCH Clearnet LimitedとLCH Clearnet SAにおいても、それぞれ委員会を設置し、運営に当たっている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許認可は中国証券管理委員会 ・ 株式会社では無く、社会主義の発展を目的としている ・ CCP(決済は取引所が保証) ・ 会員委員会、理事会等の委員会を設置 ・ 設立から50年まで継続組織としているため試験的な組織 ・ 中国証券管理委員会の元、組織を解散する場合は清算委員会開催後資本金(出資金)を返還 	<ul style="list-style-type: none"> ・ インハウス(取引所内に設置) ・ 成立した全ての取引に対して個別にカウンターパーティーとなり、カウンターパーティーリスクをリスクをゼロにする(受渡しにおいても同様) ・ インド政府から国内の商品先物市場におけるオンライントレードとクリアリングを行うことを恒久的に認められた組織 ・ 理事会のもと、資格委員会、取引委員会、クリアリングハウス委員会等を設置 												
株式の保有	<ul style="list-style-type: none"> ・ クラスA株、クラスB-1~B-4株を各会員がその種別に応じて割り当てを受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ A区分の会員は180,000株以上のNYMEX普通株式を所有 ・ 2007年8月8日時点の流通株は92,100,000株で株価\$137.25 	<p>株主構成</p> <table border="0"> <tr> <td>取引所(Euronext, ICE Futures, LME)</td> <td style="text-align: right;">17.8%</td> </tr> <tr> <td>利用者(users)</td> <td style="text-align: right;">67.6%</td> </tr> <tr> <td>Euroclear</td> <td style="text-align: right;">14.6%</td> </tr> </table> <p>(2009年までのEuronext share buy-back計画により、</p> <table border="0"> <tr> <td>取引所</td> <td style="text-align: right;">10.9%</td> </tr> <tr> <td>利用者(users)</td> <td style="text-align: right;">73.3%</td> </tr> <tr> <td>Euroclear</td> <td style="text-align: right;">15.8%</td> </tr> </table> <p>の構成となる予定である)</p>	取引所(Euronext, ICE Futures, LME)	17.8%	利用者(users)	67.6%	Euroclear	14.6%	取引所	10.9%	利用者(users)	73.3%	Euroclear	15.8%	不明	<p>主要株主:</p> <ul style="list-style-type: none"> Financial Technologies (I) Ltd. State Bank of India and it's associates National Bank for Agriculture and Rural Development その他国内外銀行数行 National Stock Exchange of India Ltd メリルリンチ シティグループ 他
取引所(Euronext, ICE Futures, LME)	17.8%																
利用者(users)	67.6%																
Euroclear	14.6%																
取引所	10.9%																
利用者(users)	73.3%																
Euroclear	15.8%																
資本金額	不明	\$ 774,922,000 (2006年B/Sより)	<table border="0"> <tr> <td>払込済み資本金</td> <td style="text-align: right;">100,116,000€</td> </tr> <tr> <td>資本準備金</td> <td style="text-align: right;">376,371,000€</td> </tr> <tr> <td>(積立金)</td> <td style="text-align: right;">5,263,000€</td> </tr> <tr> <td>繰越利益</td> <td style="text-align: right;">243,358,000€</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">725,108,000€</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(2006/12/31)</p>	払込済み資本金	100,116,000€	資本準備金	376,371,000€	(積立金)	5,263,000€	繰越利益	243,358,000€	計	725,108,000€	大連取95百万元、上海取125百万元、鄭州取は不明	不明		
払込済み資本金	100,116,000€																
資本準備金	376,371,000€																
(積立金)	5,263,000€																
繰越利益	243,358,000€																
計	725,108,000€																
歴史的経緯等(概略)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1919年、シカゴバターアンドエッグボードがその呼称をシカゴマーカンタイル取引所に変更すると共にCME清算部門を設立 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 135年の歴史がある。1882年にNYバター・チーズ取引所として設立。1978年にエネルギー市場として初めて灯油を上場し、メタル市場を 	LCH Clearnet Limited...以前はLondon Clearing House Limited	LCH Clearnet SA ...1969年に開設された後、SBF-Bourse de	不明	不明											

	米国 Chicago Mercantile Exchange	米国 New York Mercantile Exchange	英国 LCH. Clearnet Group Limited	中国の商品取引所 (大連取、鄭州取、上海取)	インドマルチ商品取引所 Multi Commodity Exchange
	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社組織となって以降も、取引所の清算業務を行う一部門となる 2004年1月、CBOTのすべての商品をCME クリアリングによって行う清算業務協定を締結。 2007年CMEとCBOTが合併し、CME Group, Inc.を設立 	<ul style="list-style-type: none"> 形成するCOMEX部門と1994年に合併した後、エネルギー市場を中心として拡大している。 2000年に非営利会員組織から株式会社化(デラウェア州)し、2006年にNY証券取引所(以下NYSE)にて株式上場を果たした。エネルギー市場は250以上の商品を取り扱う。2006年だけで約100商品を新規上場した。 電子化については、2002年にNYMEX ClearPort Clearingで清算開始後、取引についても2003年にNYMEX ClearPort Tradingを始める 	<ul style="list-style-type: none"> (LCH)の名称で1888年に設立され、主にロンドンにおける取引の清算を行っていた。後IPE(1982)、LIFFE(1983)、LME(1987)などの清算業務を行うようになり、1995年にはcash equityの清算業務も開始、翌年には、支配権も会員及び3取引所に移された。 Parisの间接子会社となった。1999年にはフランスにおける市場が統合されSociété des Bourses Francaises(取引名はEuronext Paris)となり、翌2000年3月にオランダ、ベルギー及びフランスの取引所が合併し、Euronextとなり、クリアネットが清算を請け負っていた。 		
従業員数	不明	500名	不明(Risk Management Departmentは30名)	不明	不明
清算対象となる取引所名	<ul style="list-style-type: none"> CME CBOT OneChicago.LLC:2002年設立の電子証券先物取引所で、CMEとオプション清算会社(OCC)が清算業務を提供 CMEオークション市場:OTC取引でCME Clearing360サービスの一部として清算 OTC商品:2006年4月よりCME Clearing360を通じ、CMEユーロダラー先物と同様のOTC取引のスワップのクリアリングを実施 CMEクリアリングとSGXクリアリングとの間で、金融先物商品のいくつかについて、相互決済(Mutual Offset)システムを構築 	<ul style="list-style-type: none"> NYMEXの取引 ドバイ取引所(DME)の取引 CME GlobexのNYMEXのE-mini及びその他の取引 	<ul style="list-style-type: none"> NYSE Euronext London Stock Exchange Virt-x Liffe EDX London ICAP Electronic Broking eSpeed ETCMS MTS VIEL & Cie Prominnofi Swapwire SWIFTNet Accord ICE ICE Futures Powernext Energy & Freight Brokers London Metal Exchange <p>なお、ICE及びICE Futuresについては、2008年7月を目処に、独自のクリアリング機構となるICE Clear Europeをロンドンに設立し、清算業務を移管したい考え。また、米国においては、既にICE Clear U.S.を設置し、清算業務を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 該当取引所の上場商品のみを清算 清算の対象としているのは取引所会員のみ 	<ul style="list-style-type: none"> MCXを通じて成立した全ての取引の清算と約定(Clear and Settle)を実施 MCXのクリアリングハウスは、受渡し、ファンド決済、証拠金、決済保障財源の管理等を行う MCXの取引システム上で定款に基づき約定した取引に対してのみ清算を行う
清算参加者の資格・財務要件	<ul style="list-style-type: none"> 建玉を基準として維持が必要と計算されたパフォーマンスボンド額以上の資本金の維持 資本金額250万ドル以上 建玉制限枚数に応じた資本の基準額は明文化されていないが、建玉に応じた財務内容の確認を実施 CME上場商品の清算を行う清算会員 	<ul style="list-style-type: none"> クリアリングハウス委員会の承認 資本金がUS\$5百万以上 A区分の会員は180,000株以上のNYMEX普通株を所有 	<ul style="list-style-type: none"> 清算希望市場に関する清算資格を当該市場を開設している取引所から得ておくことが必須 最低必要純資産額:500万ポンド (単一市場) カテゴリB 100万ポンド 	<ul style="list-style-type: none"> 中国法人 中国証券管理委員会と該当取引所の許可が必要 取引所会員になるために50万元位支払う。取引所会員資格は所有権の移転が可能 上記の資本金を取引所会員数で平均した金額を負担 	<ul style="list-style-type: none"> 取引所会員は決済銀行との間で自己・委託別の決済口座を開設する必要がある 加入金(Admission Fee):Rs3.50ラック(1akh=10万) 当初預託保証金(Initial Security Deposit):Rs3.50ラック

	米国 Chicago Mercantile Exchange	米国 New York Mercantile Exchange	英国 LCH. Clearnet Group Limited	中国の商品取引所 (大連取、鄭州取、上海取)	インドマルチ商品取引所 Multi Commodity Exchange
	<p>は、最低 CME 会員資格を 2 口、IMM 会員資格を 2 口、IOM 会員資格を 2 口、GEM 会員資格を 1 口と、取引所から割り当てられたクラス A 株式を 15000 株を要保有</p> <ul style="list-style-type: none"> CBOT の上場商品の清算を行う清算会員は、CME に留置権負担のない CBOT B-1 シート権 2 口と、取引所から割り当てられた株式を最低 54,676 株相当を CME に要預託(個人会員は CBOT B-1 シート権 1 口と割り当てられた株式 27,338 株相当) 全ての清算会員は、CME 会員資格と関連するクラス B-1 株式を最低限 2 株、IMM (International Monetary Market) 会員資格と関連する B-2 株式を最低限 2 株、IOM (Index and Option Market) 会員資格と関連する B-3 株式を最低限 2 株、GEM (Growth Emerging Market) 会員資格と関連する B-4 株式を最低限 1 株に加え、清算会員に割り当てられるクラス A 株式 8,000 株を保有する義務がある。 当該会員の株式の 5% 以上を保証金として預託 (株式の 50% 以上を保有する親会社は、当該会員にクリアリングハウスから課せられる全責任を負う必要がある) 会員資格は売買、リースが可能 <p>(清算会員によるデフォルトの場合、当該清算会員の会員資格と株式を売却し、債務残高に充当する権利を持つ)</p>		<p>カテゴリC 200万ポンド カテゴリD () LME Associate Trade Clearing 250万ポンド () LME Associate Broker Clearing及び Ring Dealing 500万ポンド カテゴリF 1億ユーロ カテゴリG 4億ユーロ カテゴリH 50億米ドル カテゴリI 500万ポンド カテゴリJ 1,000万ポンド カテゴリK Clearing Membership Agreementに拠る</p> <p>最低純資が500万ポンドであるため、必要額が最低額に満たない市場のみの資格を有するときは、500万ポンドとなる。 LIFFE General Clearing Member 【カテゴリCに該当】 500万ポンド</p> <p>カテゴリB-D及びカテゴリI-J間で複数市場の資格を有する場合は合算する。 LIFFE General Clearing Member 【カテゴリCに該当】 200万ポンド LME Ring Dealing Member 【カテゴリD()に該当】 500万ポンド LCH EnClear AETS Participant(自己) 【カテゴリBに該当】 100万ポンド 合計 800万ポンド</p> <p>RepoClear/SwapClearの資格を有する場合には、複数市場の資格を有する場合であっても、該当するカテゴリF、カテゴリG又はカテゴリHの必要額を満たすだけで良い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 資本金の要件はあるものの具体的な金額については規則に記載していない 	<ul style="list-style-type: none"> VSAT 保証金 : Rs1.50 ラック (取引システム保証金) 年会費 (Annual Subscription) : Rs25,000/- 会員区分に応じて、法人格や業種の制約がある 純資産評価基準 (Net Worth Criteria) Trading Member (TM) 個人会員 Rs10 ラック 法人会員 Rs25 ラック Trading-cum-clearing member : Rs75 ラック Institutional Trading-cum-clearing Member : Rs100.00 ラック Professional Clearing Member : Rs500 ラック 取引所会員は取引スクをカバーするために必要な保険に、取引所の指示に従って入る義務がある <p>【取引所の会員カテゴリー】</p> <ul style="list-style-type: none"> Trading Member (取引会員) : 清算資格を持たず、下記 ITCM か PCM と有効な清算契約を要締結 Clearing Member (清算会員) : 下記の区分 <p>【Clearing Member】</p> <ul style="list-style-type: none"> Trading-cum-clearing member (TCM) : 取引資格と清算資格を取引所が認めた個人/企業会員 Institutional Trading-cum-clearing Member (ITCM) : 上記 TCM の法人枠で、MCX に登録済サブローカーや会員を指定でき、その清算が可能。(一部の ITCM は自己取引を行えない) Professional Clearing Member (PCM) : 取引所から会員として認められた金融機関や銀行。契約を

	米国 Chicago Mercantile Exchange	米国 New York Mercantile Exchange	英国 LCH. Clearnet Group Limited		中国の商品取引所 (大連取、鄭州取、上海取)	インドマルチ商品取引所 Multi Commodity Exchange																						
						結んだ取引所会員の清算を実施																						
清算参加者数	2006年5月1日現在 クリアリングメンバー：83社 (うちCBOT商品のみクリアリングを行う社：28社)	40社	LCH Clearnet Ltd：116	LCH Clearnet SA：180	各取引所会員の数は190社以上(内10から20社が市場会員)	全てのTCM、ITCM、PCMはクリアリングメンバーとなる																						
クリアリングフィーの額(算定基準)	<ul style="list-style-type: none"> 費用は約定ごとに、買い方売り方それぞれに課される CME(取引所)は立会場取引の場合、Clearing Fee以外の取引費用は徴集しない(Globex利用料等あり) 1日の取引枚数や月間取引数量に応じ一定の割引額が適用 例：農産物片道0.64ドル、金融商品片道0.60ドル、その他商品によって手数料が異なり、0.39ドル～0.78ドル (市場振興等により、新規商品や特定地域からの受注について割引を実施) CBOTの上場商品のクリアリングフィーは清算時0.06ドル、オプション関連0.05ドル等、CBOTが別途決定 CBOTは別途取引費用(Transaction Fee)を徴収 	<ul style="list-style-type: none"> 約定又は受渡する都度の徴収で、\$0.20から\$12.00 例：COMEX部門のメタル市場\$0.50 最低手数料は\$200/月 	銘柄により異なる ICE Futures US\$0.09～US2.00程度 LME £0.03～£0.08程度 Liffe £0.03～£0.20程度		不明	<ul style="list-style-type: none"> 売買費用(Transaction Fee)として売り買いそれぞれにつき、総約定金額に対して一定割合で日々徴収 約定金額Rs5カロール(crore=1,000万)以下：Rs1ラックにつきRs10 約定金額Rs5カロール以上Rs50カロール未満：Rs5,000+Rs5カロールを越える約定代金に対し、Rs1ラックにつきRs8 約定金額50カロール以上200カロール未満：Rs4,100+Rs50カロールを越える約定代金部分に対し、Rs1ラックにつきRs6 約定金額200カロール以上：Rs1,31,000+Rs200カロールを越える約定代金に対し、Rs1ラックにつきRs5 (清算手数料単独の徴収は見受けられない) <ul style="list-style-type: none"> 別途、商品ごとに定められた印紙税(Stamp Duty)を会員は直接政府に対して支払う(例：金1kgにつきRs1等) 																						
証拠金額	Minimum Performance Bond Requirement(最低保証必要額) <ul style="list-style-type: none"> 商品別に片建玉、同一市場商品間、他市場商品間等の別に、当初証拠金(Initial Margin)と維持証拠金(Maintenance Margin)を規定 例) <table border="1"> <tr> <td>当初証拠金</td> <td>維持証拠金</td> </tr> <tr> <td>コーン(CBOT)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>片建玉</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧穀/投資</td> <td>\$1,080 \$800</td> </tr> <tr> <td>同ヘッジ・会員</td> <td>\$800 \$800</td> </tr> <tr> <td>新穀/投資</td> <td>\$1,080 \$800</td> </tr> <tr> <td>同ヘッジ・会員</td> <td>\$800 \$800</td> </tr> <tr> <td>同一市場商品間(全限月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>投資</td> <td>\$135 \$100</td> </tr> <tr> <td>ヘッジ・会員</td> <td>\$100 \$100</td> </tr> <tr> <td>同一市場商品間(旧穀と新穀間)</td> <td></td> </tr> </table>	当初証拠金	維持証拠金	コーン(CBOT)		片建玉		旧穀/投資	\$1,080 \$800	同ヘッジ・会員	\$800 \$800	新穀/投資	\$1,080 \$800	同ヘッジ・会員	\$800 \$800	同一市場商品間(全限月)		投資	\$135 \$100	ヘッジ・会員	\$100 \$100	同一市場商品間(旧穀と新穀間)		【Margin Requirement】(証拠金維持必要額) 例：WTIの活発月の当月限(2008年1月限) 片建玉の場合 <ul style="list-style-type: none"> 清算参加者 \$5,250(維持額)+\$3,000(当月定時増) 会員以外 \$7,088(維持額)+\$3,000(当月定時増) 限月間建玉の場合 <ul style="list-style-type: none"> 数百ドル程度 	【Initial Margin】(当初証拠金) 銘柄により異なる (例) LME Aluminium HG \$3,050/lot LME Copper'A'Grade \$12,500/lot ICE Brent Futures \$5,600/lot ICE WTI Futures \$6,500/lot ICE Gasoil Futures \$4,500/lot		【Settlement Reserve Fund】(決済準備金) 証拠金申告額 =前日残高+証拠金維持額+担保許容額+場勘定+預入及び返戻申請額+取引手数料及びその他手数料 <ul style="list-style-type: none"> 大連取の場合、受託会員の最低決済準備基金は2百万元で、市場会員は50万元である。 【Margin Requirement System】(証拠金維持額制度) <ul style="list-style-type: none"> 原則的に丸代金の5%から8%程度の証拠金を預託するが、当月限及び納会日を迎えるにしたがってパーセンテージを上げる。例えば大連取は以下の通り預託を増額する。 	【Settlement Guarantee Fund】(決済保証財源) <ul style="list-style-type: none"> Security Deposit(預託保証金：Initial Security Deposit/Additional Deposit)及びMargin(証拠金)で構成 Initial Security Deposit(当初預託保証)：加入時に預託Rs3.50ラック Additional Deposit(追加保証金)：より大きなエクスポージャーを引き受けるためRs50,0005万ルピー単位で預託(預託の最低25%は現金、残りは承認銀行の銀行保証又は定期預金で預託可) Initial Security DepositはInitial marginとして取り扱われ、証拠金必要額(Margin Requirement)がRs3.50ラック以下のエクスポー
当初証拠金	維持証拠金																											
コーン(CBOT)																												
片建玉																												
旧穀/投資	\$1,080 \$800																											
同ヘッジ・会員	\$800 \$800																											
新穀/投資	\$1,080 \$800																											
同ヘッジ・会員	\$800 \$800																											
同一市場商品間(全限月)																												
投資	\$135 \$100																											
ヘッジ・会員	\$100 \$100																											
同一市場商品間(旧穀と新穀間)																												

	米国 Chicago Mercantile Exchange	米国 New York Mercantile Exchange	英国 LCH. Clearent Group Limited	中国の商品取引所 (大連取、鄭州取、上海取)	インドマルチ商品取引所 Multi Commodity Exchange
	投資 \$405 \$300 ヘッジ・会員 \$300 \$300			<p>【例】 < 大連取の全市場の当月限 > 元/取引単位の証拠金額</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当月限 1 営業日目からは丸代金の 10% の証拠金の預託 2. 当月限 6 営業日目からは丸代金の 15% の証拠金の預託 3. 当月限 7 営業日目からは丸代金の 20% の証拠金の預託 4. 当月限 16 営業日目からは丸代金の 25% の証拠金の預託 5. 受渡月は丸代金の 30% の証拠金の預託 <p>【例】 < 取組高に応じて追加の証拠金を預託させる > 総取組高が以下の数量の場合の元/単位の証拠金</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 600,000 枚以下は丸代金の 5% の証拠金の預託 2. 600,000 枚以上 700,000 以下は丸代金の 8% 3. 700,000 枚以上 800,000 以下は丸代金の 9% 800,000 枚以上は丸代金の 10% の証拠金の預託	<p>ヤーを引き受け可能（更なるエクスポージャーを受ける場合に、追加保証金や証拠金を預託）</p> <p>【エクスポージャーに対する証拠金必要額 総預託額】 総預託額 = 当初最低預託保証金 + 追加保証金 + 証拠金</p> <p>【Margin (証拠金)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己、契約を結んだ他の会員、顧客の別に預託 ・ Ordinary (= Initial) Margin : 商品ごと限月ごとに異なる割合の証拠金率を、日中は約定した売り買いのネット部分に前日の最終値段 (Closing Price) を乗じて証拠金を計算し、取引終了時はネットポジションに対して取引日の最終値段で再計算 ・ Special Margin : 1 日の基準価格に対して適用されるサーキットフィタリミットの 50% 以上の価格変動が取引中に起きた場合、当該リミットの 50% に相当する特別証拠金を適用 ・ Marked-to-market margin ・ Variation Margin : 約定価格と決済価格で計算した際の差分 ・ Delivery period margin : 納会前の受渡期間に、会員別売り買いそれぞれにつき、商品ごとに定めた料率を乗じて徴収 ・ 預託された証拠金は全て分離保管が義務付けられている
スパン証拠金の導入状況	CME SPAN	NYMEX SPAN	London SPAN	導入していない（上述の通り丸代金がベース）	記載なし（上記証拠金制度を採用）
クリアリングサイクル	T+ 0 1 日 2 回値洗いを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当日 11:30am までの取引について 13 時 40 分に日中の銀行承認を、翌 6 時 40 分に当該取引日の銀行承認を実施 ・ 日中の決済は、11 時から 11 時 30 分の間に成立した価格の一般価格 (Prevailing Price) に基づく。 ・ 必要に応じ、上記時間以外に清算を実施する場合がある 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 前営業日の取引分の場合勘定及び証拠金につき、9:00 に口座振替及び総合振込を B/K へ指示し、10:00 までに指示が履行になる 2) 夜間取引分を含めた 10:00 現在の場勘定及び証拠金につき、12:00 に B/K へ指示し、13:00 までに指示が履行になる 3) 通常発生しないが、1)及び 2)以外に価格変動が著しい時は、再度清 	T+1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引日当日まで ・ 取引当日時間内に行われた預入・返戻申請は取引当日時間内に決済される ・ 取引当日時間後に行われた預入・返戻申請は取引当日時間後から翌取引日取引開始前までに決済される 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引終了時点で当該日に発生した必要額として計算された証拠金を、T+1（銀行取引時間終了まで）に支払わなかった場合、証拠金額の 1%（最低額 Rs500）の罰金が科せられる（業務規定 31 頁） <p style="text-align: center;">T+1</p>

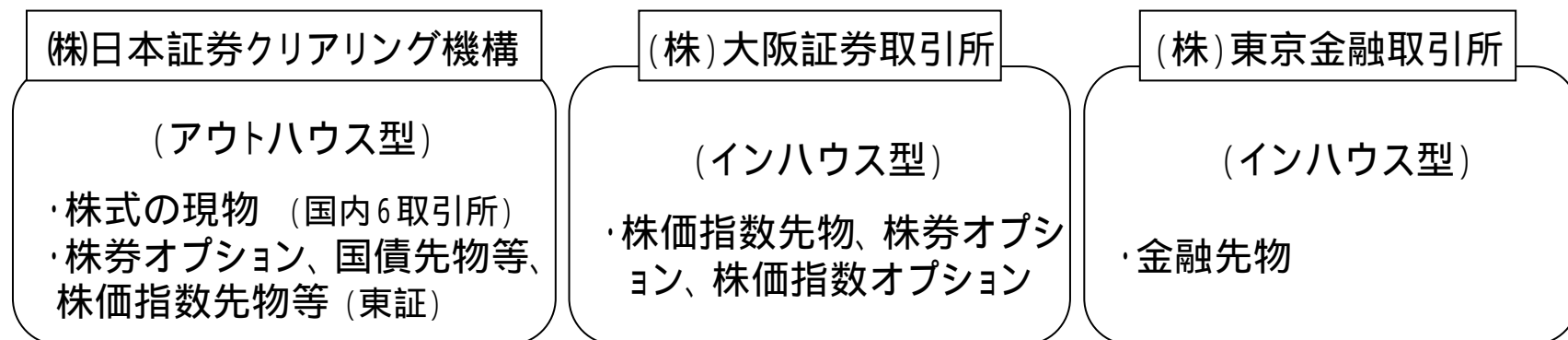
	米国 Chicago Mercantile Exchange	米国 New York Mercantile Exchange	英国 LCH. Clearnet Group Limited	中国の商品取引所 (大連取、鄭州取、上海取)	インドマルチ商品取引所 Multi Commodity Exchange
		算する場合がある			
クロスマー ジニング	各クリアリングハウスと特定商品につ いてクロスマージンプログラムを実施 し、異なる取引所間の建玉をひとつのポ ートフォリオに組み込み、リスク管理を 容易かつ低コストで実現 ・LCHClearnet：ユーロダラー ・OCC (Option Clearing Corporation)：債 権指数や指数オプション ・FICC(Fixed Interest Clearing Corporation) ・NYMEX：ゴールドマンサックス商品 指数とNYMEXの燃料コンプレックス	違約手続に関連し、2002年にCMEと クロスマージニングの合意をした	不明	不明	不明
コモンバン キング	不明	当該制度なし	当該制度は存在しない模様 ただし、清算参加者になろうとする者 は、”Protected Payments System (PPS)” に加盟している英国又は米国の銀行の 1又は複数の支店に口座を開設しなけ ればならないとしている。	不明	不明
市場監視の 方法	<ul style="list-style-type: none"> 日々の日中の値洗い計算 The CME Clearing Risk Committee (CME 清算リスク委員会)がCME クリアリングに対して監視機能を持 つ(大きなポジションを有する清算 会員に対する監査等) 清算会員に対する毎月の財務内容の 報告義務と同報告に対する財務監査 権 	不明	不明	<ul style="list-style-type: none"> 取引所職員による監査の実施 中国証券管理委員会の証拠金監 査センター 市場監視・警告システム 	定款に基づき、理事会 (the Board) の下に各委員会 (Committee) を設置 し、取引やクリアリングを監視 【リスクマネージメントシステム】 <ul style="list-style-type: none"> Real-time Margining System at client level：クライアント段階の リアルタイムの証拠金管理 Monitoring of position limits (Quantity)：建玉制限枚数の監視 Capital adequacy norms：適切な資 本の維持 Daily price limits：値幅制限 各種証拠金 (当初証拠金、特別証 拠金、値洗証拠金、受渡証拠金) 会員に対する帳簿の監査を実施 (通常は取引所会員とその市場 外取引を対象。必要に応じ、監査 対象を拡大する)
破産法上の 手当て	<ul style="list-style-type: none"> 米国破産法、CFTC 規則により優先権 を規定 クリアリングハウスの行為は他の債権 者に対して優先されること、預託を受け ている資産は破綻処理に充てること等 が規定されている 分離保管資産に対して顧客の資産返還 請求に優先権が付されている 破産財団から委託者債権だけを取り出 し、トランスファーも可能 	米国、州及びCFTCの破産法は相互 関係にあるが、個々の清算参加者の破 産案件によって取り扱いが異なる。法 律の概略は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> CFTC 規定は分離保全財産を網羅 する 破産法は、クリアリングハウスが、 委託者の返還請求権に対する証拠 金の支払い又は相殺について、一 定の保護をしている 米国のクリアリングハウスは、清 	違約発生時のLCH Clearnet Limitedの行 動については会社法パート により保 護されている。 委託者資産については、委託者が預託 した資産を規定に基づき信託するこ とについて同意した場合のみ、トランス ファーが可能である。	不明	不明

	米国 Chicago Mercantile Exchange	米国 New York Mercantile Exchange	英国 LCH. Clearnet Group Limited	中国の商品取引所 (大連取、鄭州取、上海取)	インドマルチ商品取引所 Multi Commodity Exchange
		算参加者であった破産者の債務を引き継がない ・破産管財人は、破産前のトランスファーや証拠金の返戻について、差し止めることが出来ない			
違約時の対応	自己口座でのデフォルト： ・分離保管されている委託者のすべての建玉と金銭の他の清算参加者へのトランスファー（移管）を実施。 ・適切な市場での自己の全玉手仕舞いか、市場でのヘッジでリスクを中立化 委託口座におけるデフォルト： ・デフォルトに関わらない委託者の建玉と金銭の、他の清算会員へのトランスファーを試みる。 ・デフォルトを起こした清算会員のすべての委託玉の手仕舞い。 ・すべての自己玉の手仕舞い	1) 自己区分の債務不履行 ・自己の建玉を決済（仕切る） ・その他取引所会員へトランスファーを行う 2) 委託区分の債務不履行 ・当該清算参加者の債務不履行となった委託者のあらゆる建玉を決済（仕切る） ・債務不履行以外の委託区分の建玉を対象としてその他取引所会員へトランスファーを行う ・当該清算参加者の自己の全建玉を決済する	・違約者に係る契約のうち、両建て部分については全量清算する ・片建て部分については、市場取引において決済を行う ・判断により、トランスファーを行う際には、顧客の契約を、トランスファーに合意した他の清算会員に移すが、不可能である場合には清算する。 ・違約者が預託していた有価証券は違約者の了解や法的要請を必要とすることなく、公的及び私的に売却される ・LCHが必要と考えるいかなる措置を実施する	不明	不明
損失補てんの際の財源 充当順序	・違約を起こした清算会員が預託した担保金を、債務の不足額に充当 ・他の清算会員が預託した保証金は、違約者の保証財源を使い果たしてなお不足額がある場合に限り充当可。 【自己口座での違約に対する原資】 1) 親会社の保証 2) 違約者のセキュリティーデポジット（預託保証金） 3) 違約者が担保として預託した CME 会員資格と株式及び CBOT 会員資格 4) 自己のパフォーマンスボンド（証拠金） 5) CME の剰余金（サープラスファンド） 6) 全清算会員のセキュリティーデポジット（預託保証金） 7) 全清算会員へのアセスメントパワー 【委託口座での違約に対する原資】 1) 自己の清算による剰余金（発生時） 2) 適切と判断した場合、自己及び委託のパフォーマンスボンド（証拠金） 3) 違約者のセキュリティーデポジット（預託保証金） 4) 違約者が預託している CME 会員資格と株式及び CBOT 会員資格 5) CME の剰余金（サープラスファンド）	当該損失額を補てんするために、以下の財源より充当する。 ・取引所が管理している（に預託されている）当該清算参加者の資産 ・理事会の承認の上で、取引所の資本金の内、剰余金の積立額 ・Guarantee fund（補てん財源）の約 230 億円(US\$200 百万) ・契約された債務不履行保険の約 115 億円(US\$100 百万) ・他の清算参加者の基金で、取引高より比例配分（ ）で算出した額 （ ）債務不履行による不足金が発生した場合、比例配分された清算参加者の負担は有限であり（NYMEX には限度がある）NYMEX は、両方の補てん財源に以下のとおり比例配分する効力がある。 ・過去 6 カ月の各清算参加者の取引高を元に算出した金額 ・手元流動資金の 25% まで又は 11 億円(US\$10 万)	(LCH Clearnet Ltd.) 違約者の証拠金 違約者の剰余預託金 違約者のデフォルトファンドへの拠出金 LCH Clearing Ltdの当該年度の利益（1,000万ポンドが上限） 非違約者のデフォルトファンドへの拠出金 保険 LCH Clearnet Ltdの資本金 (LCH Clearnet SA) 違約者が預託している担保 デフォルトファンドのうち、違約者の預託分 その他の担保及び信用状等（あれば） 非違約者のデフォルトファンドへの拠出金 LCH Clearnet SAの資本金	不明	不明

	米国 Chicago Mercantile Exchange	米国 New York Mercantile Exchange	英国 LCH. Clearnet Group Limited	中国の商品取引所 (大連取、鄭州取、上海取)	インドマルチ商品取引所 Multi Commodity Exchange
	6) 全清算会員のセキュリティーデポジット(預託保証金) 7) 全清算会員へのアセスメントパワー				
違約対策の 財源	2005年12月31日現在 アグリゲイト・パフォーマンスボンド・ デポジット(積立証拠金総額) 計 \$45,786,500,000 マーケットボリューム・オブ・プレッジ ドメンバーシップ(CMEクリアリング に担保として預託されている預託金) \$15,000,000 サープラスファンド(剰余金) \$139,900,000 セキュリティーデポジット・リクワイア メント(積立保証金) \$1,045,000,000 アセスメントパワー \$2,873,800,000 計 \$49,860,200,000 CME トラスト \$62,800,000 銀行融資枠 \$750,000,000(緊急時には 10億ドルまで融資枠の拡大も可能。) CME のファイナンシャルセーフガード システム再構築の一環として、セキュリ ティー・デポジットを、2002年9月から デポジット合計額の1.75%から3.75%に 引き上げた。(引き上げは2001年4月か ら段階的に行われ、最終的な当該デポジ ットの総額は7億ドルと想定)	1) 違約清算会員の財産のうち、取引 所のコントロール下にあるもの 2) 取締役会で決定されたサープラス ファンド(剰余金) 3) ギャランティファンド(保証金) - 200百万ドル 4) 違約保険証券 - 100百万ドル 5) 他の清算参加者が預託している、 査定により比例按分された基金	清算会員は、違約対象ファンド(Default Fund)を、以下の4区分ごとに拠出しな ければならない Exchange Fund合計： 最低拠出額 £100,000 EquityClear Fund合計： 最低拠出額 £1,000,000 RepoClear Fund合計： 最低拠出額 £1,000,000 SwapClear Fund合計： 最低拠出額 £2,000,000 清算会員毎の拠出所要額は、各清算会 員の市場における動向を斟酌し、四半 期ごとに再算出される LCH.Clearnet SA Default Funds OTC fund €162,833,000 Other funds €700,522,000 小計 €863,355,000 LCH.Clearnet Limited Default Fund €869,316,000 合計 €1,732,671,000	特になし。担保は証拠金のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 違約者が取引所に預託している 全ての預託金、証拠金、受渡関係 書類、その他全ての財産に対して は会員やその顧客に先立ち取引 所が優先権(First Charge)を持つ ・ 'The New India Assurance Co.Ltd.' による Settlement Guarantee Fund (決済保証金)
その他				<ul style="list-style-type: none"> ・ 鄭州取は先物取引の他に先渡取 引及びその清算を行っている ・ 全ての取引所で EFP 制度がある 	

国内の金融商品分野におけるクリアリングの状況・動向

(1)国内の金融商品分野のクリアリングハウス



(2) 状況・動向のポイント

清算リスク管理に係る内外からの要請が高まる中で、各社は、クリアリング機能を強化する必要性・重要性を認識し、これに係る取組を進めている。

具体的には、「清算機関のための勧告」(CPSS-IOSCO勧告 / 2004年11月)などを踏まえつつ、例えば、以下のような取組を実施している。

- 清算リスク管理体制の整備
- 日常的なリスク管理(清算参加者の取引状況・財務状況の監視)の強化
- 豊富な清算手数料を背景とした違約対策財源の積み増し
- 違約処理等に係る関係ルールの見直し 等

これら取組を中期経営計画に位置づけ、また、その取組実績をレビューしつつ、着実に取組を進めている。

国内主要取引所におけるクリアリングの概要

清算機関名	組織形態	主な清算対象取引所名等	清算参加者の財務要件	クリアリングメンバー等の数	クリアリングサイクル	損失補てんの順序	違約対策財源
日本商品清算機構 (JCCH)	アウトハウス型	東京穀物商品取引所 東京工業品取引所 中部大阪商品取引所 関西商品取引所	商品市場ごとの純資産額の合算 (東穀農産物1.5億円・東工取貴金属3.7億円)	92社 (H20.2.28現在)	T+1	1.違約清算参加者の預託金(清算預託金等) 2.決済不履行積立金 3.各取引所における違約清算参加者の信認金、積立金及び保険金 4.清算参加者の相互保証	・清算預託金約208億円 ・決済不履行積立金:約7億円(H20.1.28現在)
日本証券クリアリング機構 (JSCC)	アウトハウス型	東京証券取引所をはじめとする全ての国内証券取引所における現物取引 東京証券取引所における先物取引及びオプション取引等	証券会社 資本金:3億円以上 純資産:20億円以上 自己資本規制比率:200%超	178社 (H20.2.1現在)	T+1	1.違約清算参加者の預託金(清算基金等) 2.違約清算参加者の信認金及び各市場における損失補償(違約損失準備金) 3.JSCCの剰余金 4.清算参加者の相互保証	・清算基金特定資産:約1345億円・JSCCの剰余金:約75億円(H19.3.31現在)
大阪証券取引所 (OSE)	インハウス型	大阪証券取引所における先物取引及びオプション取引等	証券会社 資本金:3億円以上 純資産:20億円以上 自己資本規制比率:200%超	94社 (H20.2.26現在)	T+1	1.違約清算参加者の預託金(清算預託金等) 2.違約清算参加者の信認金 3.違約損失準備金等	・清算預託金特定資産等:約15億円 ・違約損失準備金:約70億円(H19.3.31現在)
東京金融取引所 (TFE)	インハウス型	為替証拠金取引及び金利先物取引	純資産:50~500億円 純資産倍率:1倍以上	64社 (H20.2.1現在)	T+1	1.違約清算参加者の預託金(清算預託金等) 2.違約清算参加者の信認金 3.違約損失積立金等	・清算預託金:約32億円 ・違約損失準備金:約1.6億円(H19.3.31現在)

【出典】JCCH資料、各機関HPを参考に作成。

国内清算機関の概要

	日本商品清算機構 (JCCH)	日本証券クリアリング機構 (JSCC)	大阪証券取引所 (OSE)	東京金融取引所 (TFE)
組織形態	アウトハウス型クリアリングハウス 株式会社 取締役9名(うち常勤2名) 監査役3名 (うち常勤1名)	アウトハウス型クリアリングハウス 株式会社 取締役11名(うち常勤2名) 監査 役3名(うち常勤1名)	インハウス型クリアリングハウス 株式会社 大証取締役会の下に置かれた清算業務 委員会によって運営	インハウス型クリアリングハウス 株式会社 取締役会は代表取締役社長を含む7 名で構成
従業員数	20名(平成20年2月1日現在)	27名(平成19年3月31日現在)	207名(平成19年3月31日現在)	88名(平成19年10月1日現在)
株式の保有	株主及び出資比率 東京穀物商品取引所 26.0% 東京工業品取引所 26.0% 中部大阪商品取引所 20.0% 関西商品取引所 8.0% 日本商品先物振興協会 16.0% 日本商品委託者保護基金 4.0%	株主及び出資比率 東京証券取引所 86.3% 大阪証券取引所 9.5% 日本証券業協会 3.4% その他(名証、福証、札証) 0.8%	主要株主 エルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インク CSKホールディングス バンク・オブ・ニューヨーク・シエラ クライアントアカウンツ・イー・アイ・エス・ジー ストリート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー 日本マスタートラスト信託銀行(信託口) (平成18年3月31日現在)	主要株主 三菱東京UFJ銀行 三菱UFJ信託銀行 三井住友銀行 大和証券SMBC みずほ証券 (2007年3月現在)
歴史的経緯 (概略)	商品取引所法に基づく「商品取引清算機 関」として許可を受け、平成17年5月2日 から商品取引債務引受業の業務を開始。	証券取引法に基づく「証券取引清算機 関」の免許交付を受け、平成15年1月 14日から有価証券債務引受業の業務を 開始。 平成16年2月2日には、株式会社東 京証券取引所から先物・オプション取引 に係る証券取引清算機関としての指定 を受け、同日より同取引所の先物・オプ ション取引に係る有価証券債務引受業 も行っている。	1949年に会員組織として大阪証券取引 所設立。 2001年(平成13年)4月株式会社大阪 証券取引所に組織変更し、2004年4月 にはヘラクレスへ上場	1989年に施行された金融先物取引 法に基づき市場開設の免許を受けた 取引所(金融商品取引所)。会員制の 組織として国内外の主要金融機関の 出資により設立、2004年4月には組 織形態を株式会社に転換。
清算対象取引	商品取引所の商品市場取引	証券取引所の有価証券市場取引(全て の市場における現物取引) 東証における先物・オプション取引	株価指数先物取引、株券オプション取 引、株価指数オプション取引(取引所有価 証券市場取引を除く)	為替証拠金取引、金利先物取引
クリアリング サイクル	T+1	T+1	T+1	T+1
クリアリング	1枚あたり1円	債務引受金額をベースに、手数料率を	取引契約金額をベースに、手数料率を乗	取引単位当り50円又は100円の手

	日本商品清算機構 (JCCH)	日本証券クリアリング機構 (JSCC)	大阪証券取引所 (OSE)	東京金融取引所 (TFE)
手数料		乗じた額とする。債務引受額によって倍率は異なる。	じた額とする。商品によって倍率は異なる。	数料を徴収(清算手数料と取引手数料の区別なし)
会員(清算参加者数)	93社(平成20年2月1日現在)	180社(平成19年10月1日現在)	101社(2007年10月1日現在)	63社(2007年10月1日現在)
会員資格 財務要件	<p>【取得基準】 商品市場ごとの純資産額の合算</p> <p>例</p> <p>東穀取 農産物市場 1.5億円 東工取 貴金属市場 3.7億円 必要純資産額 5.2億円</p> <p>【維持基準】</p> <p>・上記の純資産額</p>	<p>【取得基準】 証券会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金の額 3億円以上 ・純財産額 20億円以上(他社清算資格については200億円以上) ・自己資本規制比率 200%超 <p>登録金融機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本の額又は出資の総額 3億円以上 ・純資産額 20億円以上(他社清算資格については200億円以上) ・自己資本比率 国際統一基準 8%超 国内基準 4%超 ・ソバ・ソ・マ・ジ・ン比率 400%超 <p>【維持基準】 証券会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金の額 3億円以上 ・純財産額 3億円以上(他社清算資格については200億円以上) ・自己資本規制比率 120%以上(他者清算資格については200%以上) <p>登録金融機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本の額又は出資の総額 3億円以上 ・純資産額 3億円以上(他社清算資格については200億円以上) ・自己資本比率 国際統一基準 4%超(他者清算資格 	<p>【取得基準】 証券会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金の額 3億円以上 ・純財産額 20億円以上(他社清算資格の場合は200億円以上) ・自己資本規制比率 200%以上 <p>登録金融機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本の額又は出資の総額 3億円以上 ・純資産額 200億円以上 ・自己資本比率 国際統一基準 8%超 国内基準 4%超 ・ソバ・ソ・マ・ジ・ン比率 400%超 <p>【維持基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金の額 3億円以上 ・純財産額 5億円以上 ・自己資本規制比率 140%以上 <p>他社清算参加者である場合は、次に該当すると債務の引受を停止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・純財産額 100億円以上 ・自己資本規制比率 200% ・自己資本比率 国際統一基準 8%超 国内基準 4%超 ・ソバ・ソ・マ・ジ・ン比率 400%以上 	<p>【取得基準】 金利先物等清算参加者の財務要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・純資産額 500億円以上 ・純資産倍率 1倍程度以上 <p>(取得申請者の親会社が上記2点を満たしている場合、取得申請者の純資産額要件は50億円以上500億円未満)</p> <p>為替証拠金清算参加者の財務要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・純資産額 30億円以上 <p>(取得申請者の親会社が一般的な金融業務に習熟している場合には3億円以上30億円未満)</p> <p>【維持基準】 為替証拠金清算参加者について、上記の基準を下回ったときは債務の清算資格が取消されると規定されている。</p>

	日本商品清算機構 (JCCH)	日本証券クリアリング機構 (JSCC)	大阪証券取引所 (OSE)	東京金融取引所 (TFE)
		については8%超) 国内基準 2%超(他者清算資格 については4%超) ・ツバ・マージン比率 100%以上(他者 清算資格については400%以上)		
処分・措置	<ul style="list-style-type: none"> ・上記維持要件に抵触した場合 債務の引受の停止 ・6ヶ月間経過してなお停止措置が解除され ない場合 清算資格の取消 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の維持要件に抵触した場合 債務の引受の一部又は全部の停止 ・上記停止が1年以内に解除されない場 合 清算資格の取消 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記維持要件に抵触した場合 債務の引受の一部又は全部の停止 ・上記停止が1年以内に解除されない場合 清算資格の取消 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記維持要件を3期連続で下回った 場合 清算資格の取消
支払不能時の 措置	次の場合に該当するとき支払不能と取り 扱い、債務の引受を停止することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・清算預託金を支払わないとき ・約定差金、帳入差金、権利行使約定差金又 はオプションの対価を納入しないとき ・一般清算預託金を預託しないとき ・取引証拠金等に関する規則に定める維持必 要額を預託しなかったとき ・受渡しを履行しないとき ・破産手続開始が決定したとき ・指定市場開設者が違約者と認定したとき 	清算参加者が支払不能となり又は支 払不能となるおそれがあるときは、その 事由の消滅するまで、債務の引受を停止 することができる。	清算参加者が支払不能となり又は支 払不能となるおそれがあるときは、その事由 の消滅するまで、債務の引受を停止するこ とができる。	清算参加者が支払不能となり又は 支払不能となるおそれがあるときは、 その事由の消滅するまで、債務の引受 を停止することができる。
損失補填の 順序(概要)	違約清算参加者の預託金(取引証拠金、 清算預託金等) 当該清算参加者が指定市場開設者に預 託している信認金 決済不履行積立金 指定市場開設者が有する違約担保積立 金、特別担保積立金並びに指定市場開設者 が付保する損害保険 他の清算参加者の清算預託金 他の清算参加者の負担	違約清算参加者の預託金(取引証拠 金、清算基金) 信認金 違約損失準備金等(各証券取引所 による損失補償) 利益剰余金	違約清算参加者の預託金(取引証拠 金、清算預託金、信認金等) 信認金 先物取引等違約損失準備金 利益剰余金	違約清算参加者の預託金(取引証 拠金、清算預託金、信認金等) 違約損失積立金
違約対策ファ ンド	清算預託金 20,659 百万円 決済不履行積立金 703 百万円 (平成20年2月15日現在)	清算基金特定資産 134,583 百万円 利益剰余金 7,573 百万円 (平成19年3月31日現在)	清算預託金 1,477 百万円 先物取引等違約損失準備金 7,011 百万円 (平成19年3月31日現在)	清算預託金 3,220 百万円 違約損失積立金 164 百万円 (平成19年3月31日現在)

	日本商品清算機構 (JCCH)	日本証券クリアリング機構 (JSCC)	大阪証券取引所 (OSE)	東京金融取引所 (TFE)
損失補填財源 (H.19.3.31)	東穀取 特別担保積立金 2,500 万円 東工取 違約担保積立金 21 億円 保険金 50 億円 中部大阪取 特別担保積立金 6 億円 関西取 特別担保積立金 約 4.5 億円 清算預託金 約 206 億円 決済不履行積立金 約 7 億円	東証の違約損失積立金 派生商品分 約 104 億円 清算基金特定資産 現金分 約 1,345 億円 有価証券分 約 2,784 億円 利益剰余金 約 75 億円 (証券クリアリングの補填財源は、先物 に限定した金額ではない。)	先物取引等違約損失準備金 約 70 億円 清算預託金 約 14 億円	違約損失積立金 約 1.6 億円 清算預託金 約 32 億円
消耗した損失 補填の回復に ついて	違約清算参加者以外の清算参加者が取締 役会の指定する日までに復元する。	違約清算参加者以外の清算参加者が 特別清算料を納入し損失補填する。	違約清算参加者以外の清算参加者が特 別負担金を納入する。	違約清算参加者以外の清算参加者 が臨時に清算預託金として負担する。
証拠金制度	過去の値幅変動率の 95 分をカバーする額を 1.5 倍した額	SPAN 証拠金	SPAN 証拠金	SPAN 証拠金

「清算機関のための勧告」
支払・決済システム委員会-証券監督者国際機構専門委員会 (CPSS-IOSCO)
(2004年11月)

参考4

勧告1. 法的リスク (Legal risk)

清算機関は、全ての関係法域において、その活動の各側面のための、確固とした、透明で執行可能な法的枠組みを備えるべきである。

勧告2. 参加要件 (Participation requirements)

清算機関は、清算機関への参加から生じる債務を履行するために、参加者が十分な財務資源及び強固な業務運行能力を持つことを求めるべきである。

清算機関は、参加要件が継続的に満たされていることをモニタリングするための手続を備えるべきである。

清算機関の参加要件は客観的で公表され、かつ公正で開かれた形での参加を許容するものにすべきである。

勧告3. 信用エクスポージャーの測定と管理 (Measurement and management of credit exposures)

清算機関は、最低限、一日に一度は、参加者に対する信用エクスポージャーを測定すべきである。

清算機関は、マージン要件や他のリスク管理策あるいはその組合せを通じて、通常の市場環境下における参加者の破綻から生じる潜在的な損失に対するエクスポージャーを制限し、清算機関の運行が混乱したり、破綻参加者以外の参加者が予期し得ない損失や管理し得ない損失を被ることがないようにすべきである。

勧告4. マージン要件 (Margin requirements)

清算機関が参加者に対する信用エクスポージャーを制限するためにマージン要件を利用している場合、その要件は、通常の市場環境下における潜在的なエクスポージャーをカバーするのに十分なものであるべきである。

マージン要件を設定するために用いられるモデルやパラメータは、リスクに基づいたものであり、定期的に見直されるべきである。

勧告5. 財務資源 (Financial resources)

清算機関は、極端であるが現実起こりうる市場環境下において、最低限、最大のエクスポージャーを有する参加者の破綻に耐えるような十分な財務資源を維持すべきである。

勧告6. 破綻対応手続 (Default procedures)

清算機関の破綻対応手続は明確に規定され、清算機関が損失と流動性逼迫を抑制し、債務を履行し続けるためにタイムリーな行動を採ることができることを確保するものであるべきである。

破綻対応手続の主要な点は公表されるべきである。

勧告7. 保管・投資リスク (Custody and investment risks)

清算機関は、損失や資産へのアクセスの遅れのリスクが最小化される方法により資産を保有すべきである。

清算機関が投資する資産は、最小限の信用・市場・流動性リスクを持つ商品にて保有されるべきである。

勧告8 . オペレーショナル・リスク (Operational risk)

清算機関は、オペレーショナル・リスクの源を特定し、適切なシステム、管理、手続の整備を通じてこれを最小化すべきである。システムは、信頼性が高く安全で、かつ適切で十分な処理能力を持つべきである。事業継続計画は、タイムリーな運行の復旧と清算機関の債務の履行を可能とするものであるべきである。

勧告9 . 資金決済 (Money settlements)

清算機関は、決済銀行リスク すなわち、参加者と資金決済を行うために銀行を利用することから生じる信用・流動性リスク を除去または厳格に制限するような資金決済に関する取極めを採用すべきである。清算機関に対する資金振替は実行された時点でファイナルになるべきである。

勧告10 . 現物の受渡 (Physical deliveries)

清算機関は現物の受渡に関する債務を明確に規定すべきである。これらの債務から生じるリスクは特定され、管理されるべきである。

勧告11 . 清算機関間のリンクにおけるリスク (Risks in links between CCPs)

取引の清算のために国内外にリンクを構築する清算機関は、生じ得るリスクの潜在的な源を評価し、それらのリスクが慎重な方法で継続的に管理されていることを確保すべきである。関係する証券監督者やオーバーサイト主体間の協力・協調のための枠組みが存在すべきである。

勧告12 . 効率性 (Efficiency)

清算機関は、安全で確実な運行を維持する一方、参加者の要求を満たすようにコスト面で効率的であるべきである。

勧告13 . ガバナンス (Governance)

清算機関のガバナンスの取極めは、公益の要請を満たし、所有者や参加者の目的をサポートするように、明確かつ透明であるべきである。特に、これらの取極めは清算機関のリスク管理手続の実効性を高めるものであるべきである。

勧告14 . 透明性 (Transparency)

清算機関は、市場参加者がそのサービスの利用に伴うリスクとコストを特定して正確に評価するために十分な情報を提供すべきである。

勧告15 . 監督とオーバーサイト (Regulation and oversight)

清算機関は透明で実効的な監督とオーバーサイトに服すべきである。国内的にも国際的にも、中央銀行と証券監督者は、相互にさらに他の関係当局とも協力すべきである。

● 海外における清算手数料(清算会員向け)

CME Clearing	NYMEX Clear Port	ICE clear U.S.	LCH.Clearnet Ltd.
\$ 0.11 (商品先物(片道))	\$ 0.70 (金、原油等の主要商品先物 (片道))	\$ 0.40 (ココア、コーヒー等の商品先物 (片道))	\$ 0.09 (ICE Futures Europe上場の商品先物 (片道))

(注)なお、非清算会員向け清算手数料は、概ね上記清算手数料の水準又はこれを上回ることが一般的である。

● 国内における清算手数料

	日本証券クリアリング機構(JSCC)	大阪証券取引所 (OSE)	東京金融取引所 (TFE)
清算手数料等	<ul style="list-style-type: none"> 清算手数料(定率部分) (株券現物等)月間債務引受額等に万分の0.04を乗じた額、及び、債務引受件数等に2円95銭を乗じた額の合計 (株価指数先物)月間債務引受に係る取引契約金額に万分の0.014を乗じた額、及び、最終決済に係る取引契約金額に0.04を乗じた額の合計 固定手数料(定額部分) 13万円(月額) 	<ul style="list-style-type: none"> 清算手数料(定率部分) (主な株価指数先物)月間債務引受に係る取引契約金額に万分の0.014を乗じた額、及び、最終決済に係る取引契約金額に万分の0.086を乗じた額の合計 基本料(定額部分) 12万円(月額) 	<p>(市場利用手数料)</p> <ul style="list-style-type: none"> 定率手数料(定率部分) (金利スワップ先物等) 50円(片道) (為替証拠金等) 100円(片道) 基本手数料(定額部分) 5万円(月額)
備考	<p>平成19年度実績</p> <p>(清算手数料収入)約100億円 (営業費用)約60億円 (営業費用内訳) 委託事務費約53億円 人件費等約6億円 (税引前当期純利益)約53億円</p>	<p>平成20年3月期中間決算短信</p> <p>自平成19年4月1日 至平成19年9月30日</p> <p>(清算手数料)約1348百万円 (デリバティブ商品総取引高)約53百万単位</p>	

東京工業品取引所における取引本証拠金基準額(一般委託玉)の設定方法

(1) 各商品(金ミニ取引を除く)

毎月、直近の一定期間の価格変動に対応した額(価格変動幅)に倍率を乗じ、その50%相当額を加えて得た額を下限として設定する。

取引本証拠金基準額 = 価格変動幅 × 倍率 × 1.5

金(3月)の例: $90円 \times 1,000 \times 1.5 = 135,000円$

(2) 金ミニ取引

毎月、直近の一定期間の価格変動に対応した額(価格変動幅)に倍率を乗じ、その100%相当額を加えて得た額を下限として設定する。

取引本証拠金基準額 = 価格変動幅 × 倍率 × 2.0

3月の例: $90円 \times 100 \times 2.0 = 18,000円$

(3) 金オプション取引

原商品の50%相当額。

3月の例: $135,000円 \times 50\% = 67,500円$

東京穀物商品取引所における取引本証拠金基準額(一般委託玉)の設定方法

各商品

毎月、直近の一定期間の価格変動幅により算定した額(値幅制限額)に、倍率を乗じて得た額の原則として1.5日分を乗じて得た額とする。

取引本証拠金基準額 = 価格変動幅 × 倍率 × 原則として1.5

平成20年3月中適用証拠金の例

- ・ とうもろこしの例: $800円 \times 50 \times 1.5 = 60,000円$
- ・ Non-GMO大豆の例: $2,000円 \times 10 \times 2.0 = 40,000円$

1. J C C Hの清算預託金について

清算預託金(一般清算預託金)については、業務方法書及び「清算預託金に関する取扱要綱」に基づき、以下のとおり、定められている。

市場開設者	商品市場	上場商品構成物品	預託金額					
			市場会員等			受託会員等		
			当初預託額	清算時預託額	累積限度額	当初預託額	清算時預託額	累積限度額
東穀取	農産物		既存の市場会員等の平均預託額	10円/枚	1,000万円	既存の受託会員等の平均預託額	10円/枚 (最低預託額100万円)	5,000万円
	砂糖			10円/枚	1,000万円		10円/枚 (最低預託額30万円)	5,000万円
関西取	農産物		既存の市場会員等の平均預託額の1/2の額	10円/枚	500万円	既存の受託会員等の平均預託額の1/2の額	10円/枚 (年間預託額40万円)	4,000万円
	水産物			3円/枚	50万円		3円/枚 (年間預託額10万円)	200万円
	砂糖			10円/枚	500万円		10円/枚 (年間預託額40万円)	2,000万円
	繭糸			10円/枚	500万円		10円/枚 (年間預託額20万円)	2,000万円
	農産物・飼料指数			10円/枚	500万円		10円/枚 (年間預託額20万円)	2,000万円

市場開設者	商品市場	上場商品構成物品	預託金額					
			市場会員等			受託会員等		
			当初預託額	清算時預託額	累積限度額	当初預託額	清算時預託額	累積限度額
中部大阪取	畜産物		既存の市場会員等の平均預託額	5円/枚	3,000万円	既存の受託会員等の平均預託額	5円/枚	3,000万円
	ゴム		なし	10円/枚	6,000万円	なし	10円/枚	6,000万円
	鉄スクラップ		既存の市場会員等の平均預託額 (最低預託額300万円)	5円/枚	3,000万円	既存の受託会員等の平均預託額 (最低預託額300万円)	5円/枚	3,000万円
	ニッケル		300万円	10円/枚	1,000万円	300万円	10円/枚	1,000万円
	石油	ガソリン	既存の市場会員等の平均預託額 (最低預託額1,500万円)	5円/枚	1,500万円	既存の受託会員等の平均預託額 (最低預託額1,500万円)	5円/枚	3,000万円
		灯油		5円/枚			5円/枚	
		軽油		5円/枚			5円/枚	
	アルミニウム		500万円	10円/枚	1,500万円	500万円	10円/枚	1,500万円
天然ゴム指数		50万円	10円/枚	2,000万円	50万円	10円/枚	2,000万円	
東工取	ゴム		既存の市場会員等の平均預託額	10円/枚	3,000万円	既存の受託会員等の平均預託額	10円/枚	3,000万円
	貴金属	金	500万円	10円/枚	11,000万円	5,000万円	10円/枚	11,000万円
		銀	250万円	10円/枚			10円/枚	
		白金	250万円	10円/枚			10円/枚	
		パラジウム	1,000万円					
	石油	ガソリン	1,250万円	10円/枚	7,500万円 (各商品毎 2,500万円)	3,750万円	10円/枚	7,500万円
		灯油	1,250万円	10円/枚			10円/枚	
原油		1,250万円	10円/枚	10円/枚				
アルミニウム		1,000万円	10円/枚	3,000万円	1,000万円	10円/枚	3,000万円	

(JCCCH作成資料)

2. JCCHの清算預託金の商品市場別預託額一覧表

単位：円

取引所名	商品市場名	預託額
東京穀物商品取引所	農産物	2,753,187,247
	砂糖	664,077,128
関西商品取引所	農産物	518,456,043
	水産物	7,899,721
	砂糖	79,801,260
	繭糸	42,662,046
	農産物・飼料指数	33,333,075
中部大阪商品取引所	畜産物	44,503,347
	ゴム	482,084,413
	鉄スクラップ	84,411,559
	ニッケル	77,356,359
	石油	845,649,963
	アルミニウム	208,402,221
	天然ゴム指数	171,998,549
東京工業品取引所	ゴム	1,507,753,809
	貴金属	7,245,512,667 *
	石油	4,395,514,214 *
	アルミニウム	1,062,864,442 *
合計		20,225,468,063 *

*) 充用有価証券を含む。

(平成20年2月末日現在)

(JCCH作成資料)

1. クリアリングハウスの財務・収支(現状と問題点)

収支

(平成19年度実績見込み)

【収入】	
清算手数料	1.4億円
受取利息	10.7億円
【支出】	
業務運営費	4.3億円
【税引前利益】	7.5億円
【法人税等】	2.9億円
【可処分利益】	4.6億円

清算手数料で
業務運営費す
らまかなえて
いない

【現在】清算手数料
1円/枚
海外でも、概ね、
0.1~0.7ドル/枚
の水準

財務

(平成20年3月現在)

【資本の部】

資本金 6.3億円

決済不履行積立金

7億円

約12億円

(平成19年度末予定)

積み立てが十
分でない

(証券)75億円
(大証)70億円

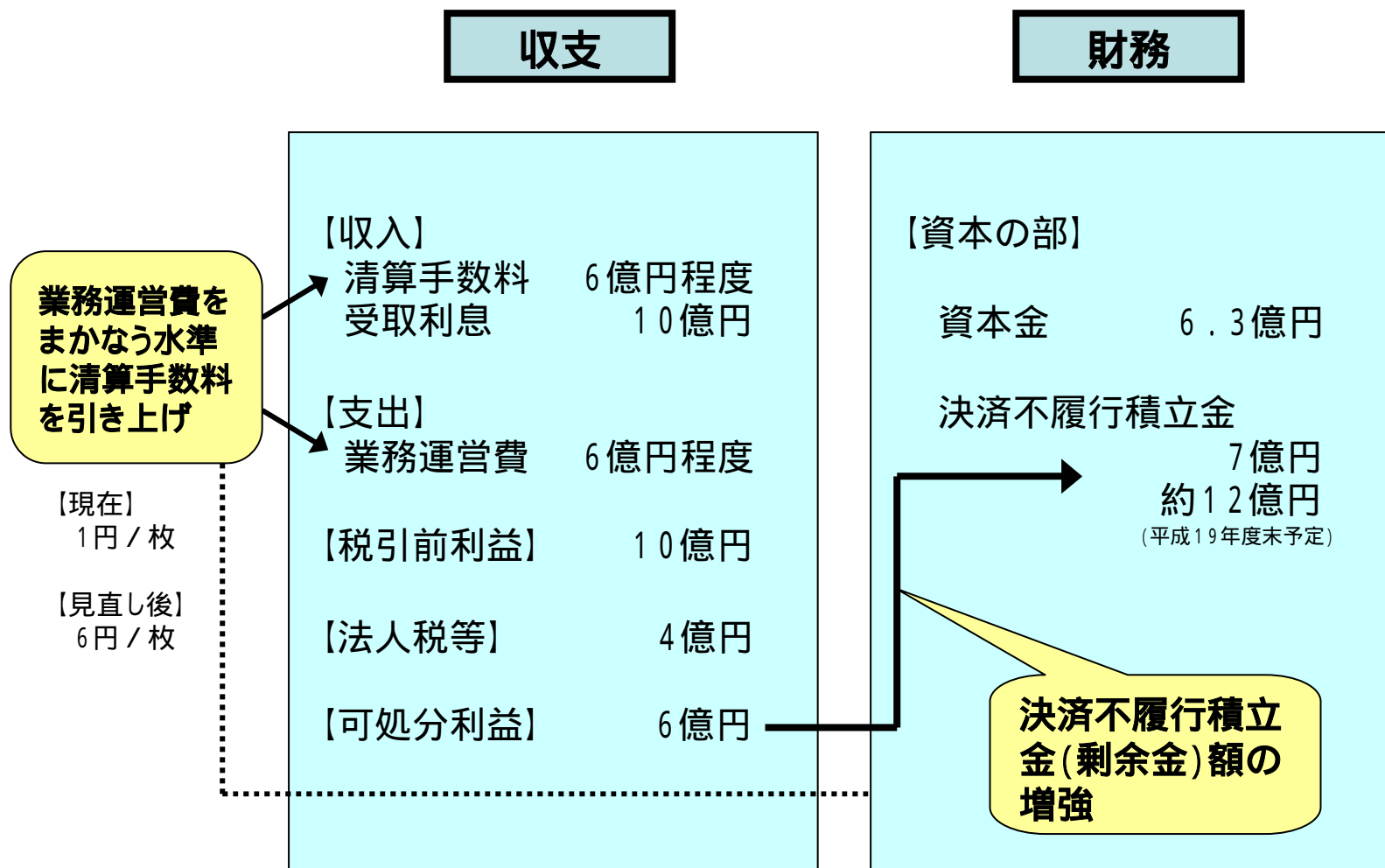
平成18年度末時
点。平成19年度末
時点には100億円
程度の見込み。

クリアリングハウス自身の
違約対策財源が脆弱

JCCCH試算によると、今後、システム更新等に伴う支出増により、概ね、年間約6億円の支出が見込まれる。

(注)上記のほか、違約対策財源として、清算参加者が預託した「清算預託金」(約200億円)を負債の部に計上。

2. クリアリングハウスの財務・収支(改善策)



3. クリアリングハウスの財務・収支(概ね5年後の姿)

収支

【収入】	
清算手数料	6億円程度
受取利息	10億円
【支出】	
業務運営費	6億円程度
【税引前利益】	10億円
【法人税等】	4億円
【可処分利益】	6億円

少なくとも清算手数料で業務運営費をまかなう

保険を活用する場合には、別途、保険料の支払いが必要であり、これに応じた措置(相当する清算手数料の引き上げ等)が必要。

財務

【資本の部】	
資本金	6.3億円
決済不履行積立金	42億円

違約対策財源が充実

左記を免責額原資として
保険(数十億円)
の加入の検討

クリアリングハウス自身の違約対策の充実(80~100億円程度)

「清算機関のための勧告」の「勧告5(財務資源)」との関係

勧告5. 財務資源(Financial resources)

清算機関は、極端であるが現実には起こりうる市場環境下において、最低限、最大のエクスポージャーを有する参加者の破綻に耐えるような十分な財務資源を維持すべきである。

- (1) 上記の「清算機関のための勧告」の「勧告5(財務資源)」は、いわゆる「ランファルシー基準(別紙参照)」と同様の趣旨の規定であり、清算機関の財務基盤のあり方を検討する上で、重要なガイドとなる。現在、国際金融の実務においては、更に上位二社の破綻に備えることが望ましいとの考え(ランファルシー+1基準)が一般的であるとされる。
- (2) 「勧告5」或いはランファルシー(+1)基準の遵守に係る他の市場での運用等を見ると、例えば、勧告の本旨である清算機関がタイムリーに決済を履行することを確保するという点等に着目し、いわゆる違約発生時に継続的な債務履行を可能とする緊急融資枠を設定することや、当該基準を満たす預託金の預託を確保すること等により当該基準を遵守するといった実践が存在する。
- (3) 他方、JCCHでは、現時点においては、主として以下の状況から、直ちに、「極端であるが現実には起こりうる市場環境下において、…最大のエクスポージャーを有する参加者が破綻」した場合の期待最大損失額を正確に算定できる状況にないのが実態である。

「極端であるが現実には起こりうる市場環境下において」といういわゆるストレス・テストについて、我が国の商品先物市場の実践において、どのような場合を想定したストレス・シナリオが適切かといった具体的な手法が整理されていないこと

他方、これまでJCCHは4取引所全体の日々のリスクエクスポージャー測定を行ってきていないことなどから、「極端であるが現実には起こりうる市場環境下」として評価対象に含むべき「清算機関がサービスを提供している市場が過去に経験した最も変動の激しい期間」を含め、過去のデータの蓄積が直ちには存在しないこと

- (4)このため、当該「勧告5」を満たすことを目指す場合、まず、我が国の商品先物市場の実践において適切と考えられるストレス・シナリオを精査するとともに、毎日のリスクエクスポージャー測定を実践することにより、期待最大損失額(リスク額)のデータを蓄積すること等が必要である。
- (5)他方、清算機関自身の財務基盤の評価の観点からは、当該基準の遵守が重要なガイドとなるが、上記(2)のとおり「勧告5」の遵守に係る運用には様々な実践がある中で、市場参加者の立場から、より安心して取引に参加できる環境を整備するためには、違約者以外の他の清算参加者の違約担保財源等を含めて清算機関が「勧告5」を満たすかどうかということとともに、こうした段階に至る前に決済不履行による損失の補填が極力完了することを確保することが重要である。このため、今次検討においては、「勧告5」の遵守の重要性を認識するとともに、同時に、違約者以外の他の清算参加者の違約担保財源等による負担に及ぶ以前の段階で決済不履行による損失の補填を極力完了することが可能となるよう、違約担保財源の適正な確保とクリアリングハウスの財務基盤の強化を目標とする必要がある。
- (6)なお、「勧告5」との関係については、上記(2)、(4)等の状況を踏まえつつ、今後、取引証拠金や決済不履行積立金のあり方に加え、以下のようなJCCHにおけるそれら以外の違約対策財源等を踏まえ、総合的に評価していくことが必要である。

違約発生時の緊急融資枠 : 300億円

清算預託金 : 約200億円

(清算預託金については、市場のリスクに応じ指定商品市場ごとに処理)

ランファルシー基準(Lamfalussy standards)とは：

ランファルシー基準とは、1990年11月、「インターバンク・ネットィング・スキームに関する委員会のG10中央銀行総裁会議の報告書」(いわゆる「ランファルシー報告書」)によって示された、クロスボーダーおよび多通貨のネットィング・スキーム設計・運営のための6つの基準である。

このうち、タイムリーな決済の完了という観点から、下記(4)の基準が示されている。

ランファルシー基準：

- (1) ネットィング・システムは、全ての関係法の下で確固とした法的根拠を持つべきである。
- (2) ネットィング・スキームへの参加者は、当該スキームへの参加によって生じる、ネットィングによって影響を受ける各金融リスクを明確に理解しなければならない。
- (3) マルチラテラル・ネットィング・システムは、信用リスク、流動性リスクを管理するための明確な手続を持つべきである。こうした手続は、当該システムの運営者や参加者それぞれの責任を特定し、リスクを管理・抑制するための適切なインセンティブを与え、各参加者の信用エクスポージャーに制限を設けているものでなければならない。
- (4) マルチラテラル・ネットィング・システムは、少なくとも最大のネット負債額を有する参加者が決済不能となった場合でも、日々の決済をタイムリーに完了できるようにするべきである。
- (5) マルチラテラル・ネットィング・システムは、公正かつ開かれた形での参加が可能となるよう、客観的で公表された参加基準を設けるべきである。
- (6) 全てのネットィング・スキームは、テクニカル・システムの運用上の信頼性、及び、十分な処理能力を有するバックアップ・システムを確保すべきである。

業務方法書第6条及び第7条 抜粋

(清算資格の取得の申請及び承認)

第6条 前条第2項に定める清算資格の種類ごとに、次の各号のいずれかに該当する者であって指定市場開設者の会員等(法第2条第15項の会員等をいう。以下同じ。)及び会員等になろうとする者は、自社清算資格又は他社清算資格の別を示して、当社が定めるところにより、当社に清算資格の取得の申請を行うことができる。

(注)商品取引所法第2条第15項

15 この法律において「商品清算取引」とは、清算参加者が商品取引清算機関の業務方法書の定めるところにより商品取引所の会員又は取引参加者(以下「会員等」という。)の委託を受けて行う商品市場における取引であつて、当該取引に基づく債務を当該商品取引清算機関に引き受けさせること及び当該会員等が当該清算参加者を代理して当該取引を成立させることを条件とするものをいう。

(清算資格の要件)

第7条 前条第1項の申請に係る同条第2項の審査は、清算資格の取得申請者に関する次の各号に掲げる事項その他商品取引債務引受業の運営に関して必要と認める事項について行うものとする。

(1) 経営の体制

当社の商品取引債務引受業の運営に鑑みて適当でないと認められる者の支配又は影響を受けていないことなど当社が行う商品取引債務引受業について社会的な信用が十分に確保されると見込まれる健全な経営の体制であること。

(2) 財務基盤

別表(次ページ)に定める純資産額の最低額以上であること。

この場合において複数の指定市場開設者に係る指定商品市場の清算資格を取得する場合の純資産額は当該指定商品市場ごとに定める額を合算したものとする。

また、他社清算資格を申請する者の場合においては、その者に適用される額にその者が清算受託契約(第38条に規定する清算受託契約をいう。以下第33条までにおいて同じ。)を締結する者が清算資格を取得する場合に適用される額を加算する。

(3) 国内に営業所又は事務所を有すること。

(4) 清算対象取引について第45条に定める債務の引受けに係る約定(オプション取引の権利行使に伴い成立する現物先物取引を含む。以下「清算約定」という。)の決済、損失の危険の管理及び法令(法及びその関係法令をいう。以下同じ。)、法令に基づく行政官庁処分、この業務方法書その他の当社が定める規則の遵守に関し適切な業務執行の体制を備えていること。

(別表) 清算参加者が指定商品市場ごとに必要な純資産額

単位:千円

指定市場開設者	指定商品市場	受託会員等	市場会員等	
東京穀物商品取引所	農産物	150,000	15,000	
	砂糖	50,000	10,000	
関西商品取引所	農産物	15,000	5,000	
	水産物	5,000	5,000	
	砂糖	5,000	5,000	
	繭糸	5,000	5,000	
	農産物・飼料指数	30,000	5,000	
中部大阪商品取引所	畜産物	5,000	5,000	
	ゴ ム	10,000	5,000	
	鉄スクラップ	20,000	10,000	
	ニッケル	15,000	5,000	
	石油		40,000	30,000
		ガソリン	-	15,000
		灯油	-	10,000
		軽油	-	5,000
	アルミニウム	25,000	5,000	
	天然ゴム指数	20,000	5,000	
東京工業品取引所	ゴム	65,000	5,000	
	貴金属		370,000	350,000
		金	-	100,000
		銀	-	70,000
		白金	-	90,000
	パラジウム	-	90,000	
	石油		130,000	190,000
		原油	-	110,000
		ガソリン	-	40,000
		灯油	-	40,000
	アルミニウム	10,000	45,000	

注 :

受託会員等とは、指定市場開設者の会員等であって、自己の計算における商品市場における取引及び受託した商品市場における取引を行う者をいう。

注 :

市場会員等とは、指定市場開設者の会員であって、自己の計算における商品市場における取引を行う者をいう。

JCC H設立時の純資産額要件の設定に係る整理

：社団法人全国商品取引所連合会「純資産額要件等ワーキンググループ検討結果」より

- (1) 清算参加者の純資産額については、清算能力の担保の観点から算出することが求められるため、以下の算式により、市場全体において想定される値洗いリスク、即ち、平均建玉日数における市場全体の片建取組枚数(玉尻)の値洗いリスクを求め、これを会員数で除した数値とすることとした。

$$\text{清算参加者の純資産額} = \text{制限値段} \times \text{平均建玉日数} () \times \text{倍率} \times 1 \text{社あたりの平均片建取組枚数}$$

- ()この場合において、制限値段に、単に平均建玉日数を乗じることとすると建玉期間中、毎日制限値段に達することを前提とすることとなり、極めて非現実的であることから、リスク分散の概念により を用いることによって、確率的に現実に近い数値を算出することとした。

- (2) 上記算式を用いて、各商品市場毎(上場商品構成物品毎に決定することも可)に数値を算出するが、現行の取引所の会員がそのまま清算参加者になること、資産信用の脆弱な者が清算参加者となることを回避する必要があること等について各取引所が総合的に勘案し、各市場の純資産額を算定することとした。

清算参加者数の推移

	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
年度当初 清算参加者数	116		108		99	
	商品取引員	取引所一般会 員	商品取引員	取引所一般会 員	商品取引員	取引所一般会 員
	85	31	79	29	68	31
加 入	8		8		4	
(主な加入者)	赤木屋証券(株) ゴールドマンサックス・JL モルガンスタンレー・JL		リーマンブラザーズ・J・INC 住商エレクトレード(株) クレディスイス証券(株) スタンダードバンク・ピーエルシー (株)		高鍋商事(株) バークレイズ・キャピタル証券(株) フィマット・ジャパン(株) 新日本石油(株)	
脱 退	16		17		11	
決済不履行 清算参加者 (決済不履行日)	丸村(株) (H17年6月3日)		MMGアローズ(株) (H18年3月30日)		トリフォ(株) (H19年9月10日) 日本ファースト証券(株) (H20年3月21日)	
年度末 清算参加者数	108		99		(H20年3月31日現在) 92	

国内清算機関の清算資格要件の概要

参考13

日本商品清算機構 (JCCH)	日本証券クリアリング機構 (JSCC)	大阪証券取引所 (OSE)	東京金融取引所 (TFE)
<p>【取得基準】 商品市場ごとの純資産額の合算</p> <p>例</p> <p>東穀取 農産物市場 1.5億円</p> <p>東工取 貴金属市場 3.7億円 必要純資産額 5.2億円</p> <p>【維持基準】 ・上記の純資産額</p>	<p>【取得基準】 証券会社 ・資本金の額 3億円以上 ・純財産額 20億円以上(他社清算資格については200億円以上) ・自己資本規制比率 200%超</p> <p>登録金融機関 ・資本の額又は出資の総額 3億円以上 ・純資産額 20億円以上(他社清算資格については200億円以上) ・自己資本比率 国際統一基準 8%超 国内基準 4%超</p> <p>・ソルベンシー・マージン比率 400%超</p> <p>【維持基準】 証券会社 ・資本金の額 3億円以上 ・純財産額 3億円以上(他社清算資格については200億円以上) ・自己資本規制比率 120%以上(他者清算資格については200%以上)</p> <p>登録金融機関 ・資本の額又は出資の総額 3億円以上 ・純資産額 3億円以上(他社清算資格については200億円以上) ・自己資本比率 国際統一基準 4%超(他者清算資格については8%超) 国内基準 2%超(他者清算資格については4%超)</p> <p>・ソルベンシー・マージン比率 100%以上(他者清算資格については400%以上)</p>	<p>【取得基準】 証券会社 ・資本金の額 3億円以上 ・純財産額 20億円以上(他社清算資格の場合は200億円以上) ・自己資本規制比率 200%以上</p> <p>登録金融機関 ・資本の額又は出資の総額 3億円以上 ・純資産額 200億円以上 ・自己資本比率 国際統一基準 8%超 国内基準 4%超</p> <p>・ソルベンシー・マージン比率 400%超</p> <p>【維持基準】 ・資本金の額 3億円以上 ・純財産額 5億円以上 ・自己資本規制比率 140%以上</p> <p>他社清算参加者である場合は次に該当すると債務の引受を停止</p> <p>・純財産額 100億円以上 ・自己資本規制比率 200% ・自己資本比率 国際統一基準 8%超 国内基準 4%超</p> <p>・ソルベンシー・マージン比率 400%以上</p>	<p>【取得基準】 金利先物等清算参加者の財務要件 ・純資産額 500億円以上 ・純資産倍率 1倍程度以上</p> <p>(取得申請者の親会社が入記2点を満たしている場合、取得申請者の純資産額要件は50億円以上500億円未満)</p> <p>為替証拠金清算参加者の財務要件 ・純資産額30億円以上</p> <p>(取得申請者の親会社が一般的な金融業務に習熟している場合には3億円以上30億円未満)</p> <p>【維持基準】 為替証拠金清算参加者について、上記の基準を下回ったときは債務の清算資格が取消されると規定されている。</p>

リスク比の計算方法

1. リスク比 (%)

$$\text{リスク比} = \text{リスク量} \div \text{手元流動資金} \times 100$$

2. リスク量

$$\text{リスク量} = \text{片建玉リスク} - \text{違約財源}$$

(1) 片建玉リスク

$$\text{片建玉リスク} = \text{制限値幅} \times \text{2日分} \times \text{取引倍率} \times \text{片建玉枚数}$$

(注1) 制限値幅は制限値幅拡大時のものとし、当月限にも準用する。

また、片建玉リスクは限月毎、商品毎の玉尻に基づき計算したものを市場単位で総和したものとする。

(2) 違約財源

$$\text{違約財源} = \text{清算預託金預託額} + \{ \text{自己分取引証拠金維持額} + (\text{委託分取引証拠金維持額} - \text{益方の2日分の値洗益金}) \}$$

(注2) (-)は限月毎、商品毎に計算したものを市場単位で総和したものとし、計算結果がマイナスの場合は0とする。

清算預託金預託額 : 業務方法書第72条第1項第2号

自己分取引証拠金維持額 : 業務方法書第72条第1項第1号

(注3) 取引証拠金維持額は取引本証拠金基準額の1/2。自己分取引証拠金維持額は限月毎、商品毎に計算したものを市場単位で総和したものとする。

(定時増証拠金、臨時増証拠金を含む。)

委託分取引証拠金維持額 : 業務方法書第72条第1項第4号

(注4) 取引証拠金維持額は取引本証拠金基準額の1/2。委託分取引証拠金維持額は、JCCHの最大損失を算定するため最も悪化した状態を想定し、取引本証拠金については、例えば片建玉が売越しの場合は、全ての委託売建玉が維持額に張り付いている状態として計算する。

(定時増証拠金、臨時増証拠金を含む。)

益方の2日分の値洗益金

(注5) 違約時における益方委託者の益金を確保するため、損となる委託分取引証拠金維持額から当該益金相当額を控除するもの。

例えば片建玉が売越しの場合、売方の最大損失としてストップ高が2日間続くことを想定するが、この場合、買建玉を有する委託者は2ストップ分の利益となるため、当該益金相当額を委託分の取引証拠金から確保しようとするもの。

3. 手元流動資金

受託会員である清算参加者が所有する場勘定資金に直ちに充てることができる現預金をいう。

但し、商品取引責任準備金に係る預金、金融機関の担保に供している預金、外国為替証拠金取引のために保全している財産等を除き、金融機関等によるコミットメントライン等の融資枠(既に融資を受けている場合は当該融資額を除く。)を含む。